

# 宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

## ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助する。

**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

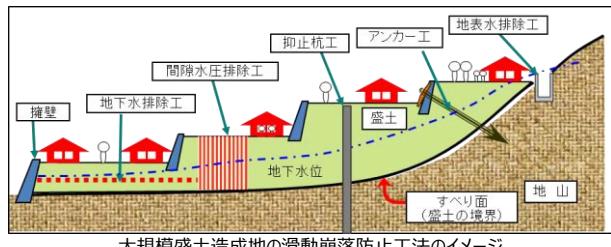
**交付率** 1/3、1/2（2022年度まで）

**交付対象** ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査  
・宅地擁壁等の危険度調査・宅地擁壁等の応急対策工事



## ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



### 事業要件

- ①宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ②下記のいずれかに該当すること
  - ・盛土面積3,000m<sup>2</sup>以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
  - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
  - ・盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
  - ③滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

**交付率** 1/4、1/3、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）

**交付対象** 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

### ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2

- ①立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合
- ②滑動崩落により家屋10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合
- ③震度5弱相当で滑動崩落する場合

## ○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



### 事業要件

- ①当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ②変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000m<sup>2</sup>以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③公共施設と宅地との一的な液状化対策が行われていると認められるもの

**事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

**交付率** 1/4、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）

**交付対象** 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費